

いただいたご意見に対する考え方

条項	いただいた意見	意見に対する考え方
条例全体	各条文において、もっと口腔機能の維持（機能的な健康）を強調する表現にすべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・第1条で、「歯・口腔の健康づくり」については、「口腔機能の維持」を含めることを定義づけています。 ・したがって、次条以降で「口腔機能の維持」の言葉を繰り返し出すことは、「口腔機能の維持」を重複して使用することとなり、条例の体裁・構成上不適切となってしまうことから、修正は不要と考えます。
	歯・口腔の健康が全身の健康にも影響を及ぼすなど歯と全身が相関関係にあることを、きちんと明記すべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・第1条で、「歯・口腔の健康づくりが、県民の健康の保持及び増進に重要な役割を果たしていることにかんがみ、・・・もって県民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする」と口腔の健康と全身の健康の関係は明記済みであり、修正は不要と考えます。
第1条	歯・口腔の健康づくりが、全身の健康づくりの保持及び増進に寄与することを目的にしていることから、「もって県民の健康の保持及び増進～」の箇所は、「もって県民の全身の健康の保持及び増進～」と明記すべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・「全身」という修飾語を付けることにより、「身体的な健康」に限定することになってしまい、ここでは心身（メンタル面を含む）、生活環境、社会環境などを含む総合的な「健康」を意味する趣旨から、修正は不要と考えます。

いただいたご意見に対する考え方

条項	いただいた意見	意見に対する考え方
第2条	<p>基本理念では、歯科疾患の予防等を強調しているが、歯・口腔^{くわう}の健康づくりを全身の健康づくりにつなげることが重要である。もっと健康の保持及び増進の観点を加えるべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1条で、「県民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする」としてありますが、本条例制定の趣旨としては、あくまで歯・口腔^{くわう}の健康づくりを推進することが目的であり、それを進めることが、結果的に県民の健康の保持及び増進につながるものと考えています。 ・この上さらに「基本理念」で総合的な健康を表現する場合には、そうした本条例の趣旨・目的があやふやなものになってしまうことから、修正は不要と考えます。
第8条 ・ 第10条	<p>歯科医療分野と保健・医療・福祉（介護）分野との連携が不可欠である。その点をきちんと明記すべきではないか。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第8条で教育関係者及び福祉関係者への要請等の記載があるが、「医療等業務に従事する者」との連携を明記すべきではないか。 ・第10条第1項第3号の歯科健診等を受けることが困難なものに対する施策において、「医療等業務に従事する者」との連携を明記すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医療分野と保健、医療、福祉の連携等については、各々の条項（第8条及び第10条第1項第3号）でそれぞれ規定するのではなく、歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関してそれぞれの職種の果たす役割を整理し、それにふさわしい条文の位置、体裁を考える必要があると考えます。 ・そのため、全体を包含するかたちで、第10条第2項を追加し、「前項各号に掲げる基本的施策を実施するに当たっては、・・・医療業務に従事する者の連携及び協力に配慮するものとする」と修正することとします（第8条及び第10条第1項第3号については、現行どおり）。

いただいたご意見に対する考え方

条項	いただいた意見	意見に対する考え方
第10条	<p>第10条第1項第7号「特定の期間を設け」は、具体性に欠けるので、第6号で8020運動の推進を表記していることから、実効性を持たせるためにも、あらかじめ条文に特定の週間を明記すべきではないか。</p> <p>例えば、 「11月8日(いい歯の日)を含む週」など</p> <p>6月4日は歯の衛生週間、11月に8020運動推進週間</p>	<p>・第10条第1項第7号で、「11月8日を含む1週間を8020運動推進週間と定め」と明記するよう修正します。</p>
	<p>県内外の多くの学校が「フッ化物洗口」を実施しており、それ以外のフッ化物応用方法を行っている学校はない。</p> <p>「フッ化物洗口」をはっきり明文化し、全県的な事業として推進すべきではないか。</p> <p>同様の意見が計7件あり。</p>	<p>・「フッ化物応用」には、歯科医師や歯科衛生士等が診療施設で行う「フッ化物歯面塗布」と、学校(集団応用法)や家庭(自己応用法)等で行う「フッ化物洗口」や「フッ化物配合歯磨剤の使用」があり、当条文は、学校におけるむし歯予防対策の推進のみを規定したのではないことから、「フッ化物洗口」に限定するより、広い概念の「フッ化物応用」を用いるのが適当と考えます。したがって、修正は不要と考えます。</p>

いただいたご意見に対する考え方

条項	いただいた意見	意見に対する考え方
第13条	<p>第13条に「予算の範囲で」との規定があるが、このような表現で、県として積極的に条例を推進していく姿勢があるのか。</p> <p>「予算の範囲内で」の文言は条例文から削除するのが妥当ではないか。</p>	<p>・「予算の範囲内で」という表現が、条例を推進する上で積極性を欠くものとなるわけではないと考えますが、「予算の範囲内で」と「必要な財政上の措置」とを規定することは、意味が重複する部分があるため、「予算の範囲内で」の文言は削除することとします。</p> <p>・なお、削除したとしても、条文の意味自体に変更を及ぼすものではないと考えます。</p>